

富里市畑地排水路整備事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第96号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月28日告示第43号 平成31年3月29日告示第99号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、優良農地を保全するため、地元が行う畑地排水路整備事業を推進し、畑地の冠水被害の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、地区の事情により組織された排水組合（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員で

あることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(交付)

第3条 事業者が行う事業に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象経費、補助金額等）

第4条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

（事前協議）

第5条 事業者は、事業実施により冠水被害が軽減される土地と排水路整備により影響を受ける土地の範囲、並びに道路横断が必要な箇所を図示し、市と協議するものとする。

（交付申請）

第6条 事業者は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、事業着手前に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 案内図
- (3) 受益農地一覧
- (4) 流末土地一覧表
- (5) 道路横断施行箇所図
- (6) 工事見積書
- (7) 流末関係者同意書
- (8) 経費負担者名簿
- (9) 排水組合員名簿

（交付の条件）

第7条 市長は、補助を行うに当たり下記の条件を全て満たすときのみ行うものとする。

- (1) 事業に関する地元の合意形成並びに関係者の同意取得が事業者により得られていること。
- (2) 道路横断部分の上・下流水路については事業者側で整備すること。
- (3) この事業により整備される施設は暫定施設であるので、将来、排水施設が整備された場合は、撤去することに異議が無いこと。
- (4) 通常の維持管理は、事業者が行うこと。
- (5) 問題が発生した場合は、事業者が主となり対応すること。

(6) 冠水被害を受けている農地に、農振農用地が含まれていることを原則とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、第4条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 事業者は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 事業者は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第43号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第99号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助率及び限度額
畑地排水路整備事業 補助	道路横断工事を行うために 要する経費	2分の1以内とする。 ただし、道路横断1箇所 につき30万円を限度額と する。
	その他冠水対策については 別途市長と協議し必要と認 める経費	3分の1以内とし、100 万円を限度額とする。